

新型コロナウイルス感染症に係る市川市指定介護サービス事業所の人員基準等の臨時的取扱いについて

【居宅介護支援、介護予防支援】

	項目	取扱い	適用日（発出日）
1	アセスメント	利用者の居宅を訪問してのアセスメントを実施しない場合でも、運営基準上のアセスメントを実施した取扱いとします。利用者の居宅を訪問しない方法（認定調査票の活用、電話等でのヒアリング等）でアセスメントを実施した場合においても、アセスメントの結果の記録は5年間保存して下さい。なお、本取扱いはアセスメントの実施自体を緩和するものではありません。また、事態の終息後には、モニタリング等の機会を活用し課題の再把握に努めていただくようお願いします。	令和2年2月28日
2	サービス担当者会議	サービス担当者会議の開催については、市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第16条第16号の「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAX、メール等での照会により意見を求めることができるものとします。この場合も、照会内容については記録をし、5年間保存して下さい。	令和2年2月28日
3	モニタリング	モニタリングの実施については、電話やFAX等による方法を活用し、利用者の状況の把握をした場合においても、運営基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。この場合も、当該モニタリングの記録は5年間保存して下さい。なお、必要と認める場合においては、感染防止策を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いします。	令和2年2月28日
4	退院退所加算	退院退所加算（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）ロ、（Ⅲ）の算定要件である、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚労告95）第85の2に規定の「カンファレンス」について、電話やFAX、メール等を活用し必要な職種から情報収集した場合には、当該加算の算定要件を満たす取扱いとします。	令和2年2月28日
5	特定事業所加算	特定事業所加算の算定要件である、他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同での事例検討会、研修会等の実施について、延期または中止した場合においても、算定要件を満たす取扱いとします。	令和2年2月28日
6	居宅サービス計画の説明と同意	居宅サービス計画については、利用者へ当該計画を送付し、利用者等から署名等を頂き返送してもらうことで、説明をし同意を得たものとして取扱います。	令和2年2月28日
7	通所介護事業所等による居宅を訪問してのサービス提供について	問：通所介護等事業所が当該通所介護等事業所の利用者の居宅を訪問して通所介護等を提供した場合、提供したサービス時間の区分に対応した報酬区分を算定することとなるが、当初の計画より短い時間でのサービス提供となる可能性が高い。その場合は、軽微な変更の取扱いと同様の取扱いでよいのか。 答：軽微な変更と同様の取扱いで構いません。 利用者への説明と同意は電話等で行い、居宅サービス計画の変更と署名、交付等は後日に行う取扱いを可能とします。一連のことについて、支援経過等に記録をお願いします。	令和2年3月23日
8	通所介護事業所等による居宅を訪問してのサービス提供について	問：上記7の場合、サービス利用票およびサービス提供票の変更等の取扱いはどのようにしたらよいか。 答：利用者や事業所への説明（自己負担額の増減等）と同意は電話等で行い、サービス利用票の変更と署名、交付等及びサービス提供票の送付は後日に行う取扱いを可能とします。一連のことについて、支援経過等に記録をお願いします。	令和2年3月23日
9	通所介護事業所等による居宅を訪問してのサービス提供について	問：通所介護等事業所が当該通所介護等事業所の利用者の居宅を訪問して通所介護等を提供する場合、資格を保持していない者が、入浴、排せつ、食事等の介護を実施してよいのか。 答：可能な限り有資格者を派遣することが望ましいですが、高齢者へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと認められる者が、通所介護計画等に位置付けられた内容のサービスを提供することは可能です。なお、資格保持の有無に関わらず、事故防止策を講じるようお願いします。	令和2年3月23日
10	通所介護事業所等による居宅を訪問してのサービス提供について	問：通所介護等事業所が当該通所介護等事業所の利用者の居宅を訪問して通所介護等を提供した場合、送迎を実施しないこととなるが、送迎減算を適用するのか。 答：通所介護計画等に減算が位置付けられている利用者については、継続して減算して下さい。	令和2年3月23日
11	通所介護等の代替サービス導入について	問：通所介護等事業所の利用者に対し、通所介護等の代替サービスとして訪問介護等を提供した場合、当初の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の変更等の取扱いはどのようにしたらよいか。 答：利用者への説明と同意は電話等で行い、居宅サービス計画の変更と署名、交付等は後日に行う取扱いを可能とします。 必要と判断した場合は、アセスメントの実施や、文書等による各サービス事業所からの意見照会を実施して下さい。一連のことについて、支援経過等に記録をお願いします。	令和2年3月23日

【地域密着型サービス】

	項目	取扱い	適用日（発出日）
12	介護・医療連携推進会議及び運営推進会議	令和2年2月26日から当面の間、介護・医療連携推進会議及び運営推進会議を延期または中止した場合においても、運営基準違反とはならない取扱いとします。 詳細は別ページ（ホーム＞暮らしの情報＞暮らしのできごと＞高齢者＞介護保険＞新型コロナウイルス感染症に伴う運営推進会議等の取り扱いについて）を参照して下さい。	令和２年２月２８日
13	個別機能訓練加算（地域密着型通所介護）	個別機能訓練加算については、利用者の居宅を訪問せずに個別機能訓練計画を作成した場合においても当該加算の算定要件を満たす取扱いとします。なお、利用者の居宅での生活状況については地域密着型通所介護の利用時に確認する等の方法で把握するようにして下さい。また、個別機能訓練計画の作成後、利用者の居宅を3月ごとに1回以上訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認することについても、地域密着型通所介護の利用時に確認する等の方法で生活状況を把握した場合には算定要件を満たす取扱いとします。	令和２年２月２８日
14	外部評価（認知症対応型共同生活介護）	認知症対応型共同生活介護事業所が上記12の取扱いにより運営推進会議を開催しない場合、外部評価の実施回数の緩和の要件の一つである「運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されていること」に関する取り扱いは次のとおりです。 令和2年2月26日までに運営推進会議を5回開催したうえで、第6回の議事について出席予定者に対し文書で報告・意見照会を行い、その結果を市に文書で報告した場合は、緩和要件を満たしていることとします。 令和2年度の外部評価緩和に係る取扱いも新型コロナウイルスが落ち着く迄は、議事について出席予定者に対し文書で報告・意見照会を行い、その結果を市に文書で報告した場合は、運営推進会議を実施したこととします。 臨時的取扱いの終了時期については、HPにてお知らせいたしますので、ご確認ください。	令和２年２月２８日
15	外部評価（小規模多機能型居宅介護）	小規模多機能型居宅介護事業所が上記12の取扱いにより運営推進会議を開催しない場合、外部評価を延期または中止する場合においても、運営基準違反とはならない取扱いとします。	令和２年３月２日
16	モニタリング（定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）	モニタリングの実施については、電話やFAX等による方法を活用し、利用者の状況の把握をした場合においても、運営基準上のモニタリングを実施した取扱いとします。この場合も、当該モニタリングの記録は5年間保存して下さい。なお、必要と認める場合においては、感染防止策を徹底したうえで、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いします。	令和２年３月２日
17	医療連携体制加算Ⅰ（認知症対応型共同生活介護）	病院、診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により確保する看護師が行う業務の「利用者に対する日常的な健康管理」について、認知症対応型共同生活介護事業所を訪問して当該業務を行うことが困難な場合、テレビ電話や利用者の様子の写真をメールで共有するなどの代替方法により健康管理を行うことで、当該加算のその他の算定要件を満たす場合は引き続き算定できる取扱いとします。	令和２年３月１３日
18	通所介護事業所等による居宅を訪問してのサービス提供について（通所介護等）	問：通所介護等事業所が当該通所介護等事業所の利用者の居宅を訪問して通所介護等を提供する場合、資格を保持していない者が、入浴、排せつ、食事等の介護を実施してよいのか。 答：可能な限り有資格者を派遣することが望ましいですが、高齢者へのサービス提供に従事した事がある者であり、利用者へのサービス提供に支障がないと認められる者が、通所介護計画等に位置付けられた内容のサービスを提供することは可能です。なお、資格保持の有無に関わらず、事故防止策を講じるようお願いします。	令和２年３月２３日
19	通所介護事業所等による居宅を訪問してのサービス提供について（通所介護等）	問：通所介護等事業所が当該通所介護等事業所の利用者の居宅を訪問して通所介護等を提供した場合、送迎を実施しないこととなるが、送迎減算を適用するのか。 答：通所介護計画等に減算が位置付けられている利用者については、継続して減算して下さい。	令和２年３月２３日